

避難者訴訟 第1陣判決言渡期日サマリー

福島原発避難者訴訟：第1陣判決言渡し、福島地裁いわき支部において開催
3月22日（木）14：00から

2018年3月22日

福島原発被害弁護団 共同代表 弁護士 小野寺 利 孝
共同代表 弁護士 鈴木 堯 博
共同代表 弁護士 広 田 次 男

<本日の判決言渡し期日に関する問い合わせ先>

弁護士 米倉 勉（よねくら つとむ） 03-3463-4351

第1 訴訟の概要

1 当事者

今回判決が出るのは、以下の事件のうち、第1陣原告77世帯・207名（ただし、承継人9名を含めれば216名）

【原告】 早川篤雄 外34名（第1次提訴分・承継人除く）＋國分富夫 外171名（第2次提訴分・承継人除く）、その後死亡原告とその承継者を算入して、216名（以上第1陣原告）。このほか、第2陣原告として111世帯379名と、さらに第3陣原告として64世帯163名が後に続く。

※ なおいずれも、福島原発事故当時、避難区域である双葉町、楡葉町、広野町、南相馬市、川俣町（山木屋地区）などに居住していた住民であり、現在もいわき市のほか福島県内外において避難生活を強いられている方々。

【原告代理人】：弁護士 小野寺利孝、同 広田次男、同鈴木堯博、同 米倉勉ほか福島原発被害弁護団

【被告】 東京電力ホールディングス株式会社

2 請求額

被告が、原告らが福島原発事故によって被った被害として、合計金133億479万8166円の賠償金の支払いをせよ。

※ 原告の多くは、東京電力に対する直接請求・集団交渉等を通じて、

合意に至らなかった部分を請求しています。
※ 賠償請求の内容については後述。

3 請求内容

(1) 基本的な考え方 [生活再建、再出発に必要な賠償を!]

一人ひとりの被害者が地域コミュニティから無理やりひきはがされ、人間同士の関係性を断ち切られて孤立し、従来の人間らしい生活とその基盤を根こそぎ奪われ、今後どこに定着して生活したいのかの見通しもつかないこと、すなわち全人格的被害を受けています。

本件事故は公害であり、加害者と被害者は非互換的で、加害行為には利潤性があります。

そのうえで、広範囲の地域において継続的かつ全面的・深刻な被害を引き起こしています。しかも、本件事故による被侵害法益は、人格発達権や平穏生活権であり、これまでの差額説的な考え方で扱われるものではありません。このような権利を充足していた社会的諸条件の効用の回復にこそ損害賠償の目的は据えられるべきです。

→生活再建、再出発を行なうために必要な賠償、原状回復が図られるべきです。

ただし、本件は、訴訟提起以来、時間が経過し、被害者の救済は待ったなしの状況です。一刻も早い被害者の権利の実現のため、請求項目は、最終的に、自宅不動産、家財、慰謝料に絞っています。

(2) 損害賠償請求の内容・請求額

① 避難に伴う慰謝料

・内容

避難先において強いられる不自由、不安、不便、心身の苦痛等の著しい日常生活阻害に対する慰謝料です。

具体的には、① 避難先住居での生活の限界（従来に住居よりも物理的に不便になっていること等）、② 見知らぬ土地での生活上の不安、③ 被ばくによる不安・差別、④ 仕事の喪失、⑤ 家族の離散、⑥ 被害者同士の軋轢などがこれにあたります。

・請求額

事故発生から避難生活が終了するまで、一人につき月額50万円を請求しています。

② ふるさとを喪失したことに対する慰謝料

・内容

かつての自宅、また自宅のあった地域社会（コミュニティー）その

ものを喪失したことに対する慰謝料です。この訴訟での「ふるさと」（地域社会生活）とは、生活と生産の諸条件（その一体的な存在）をいいます。

より具体的には、地域社会生活の喪失による、地域生活利益・居住生活利益等の多様な無形の財産的損害と、これに伴う喪失感などの精神的苦痛に対する慰謝料です。

地域生活利益とは、① 生活費代替機能（食べ物のおすそ分けなど、生活費を補いあうこと等）、② 相互扶助・共助・福祉機能（小さいお子さんや高齢者を互いに見守り、助け合うことで福祉の役割を果たしあうこと等）、③ 行政代替・補完機能（行政区の活動など、行政に代わる役割を果たすこと等）、④ 人格発展機能（子どもが地域の人に見守られながら成長できること等）、⑤ 環境保全・自然維持機能（地域で集団的に水利の管理や掃除をして環境を保全すること等）といった、地域社会（コミュニティ）が存在していることで得られる利益をいいます。

・請求額

一人につき、金 2000 万円を請求しています。

③ 財物賠償

・内容

警戒区域及び計画的避難区域として指定された地域、またそれに準じる地域については政府による区域の変更、立ち入り制限の程度に拘わらず、向こう 5 年間以上の間は生活基盤としての価値を全面的に喪失したことに対する賠償請求。→時価ではなく、再取得価格の請求。

・請求額

[土地]

500 m²未満の場合、避難前の宅地面積×福島県都市部の平均宅地単価（4 万 3 0 0 0 円）または、1368 万 8000 円（フラット 35）のうち、いずれか大きい方。

500 m²以上の場合、5 0 0 m²×福島県都市部の平均宅地単価（4 万 3 0 0 0 円）＋（従前の宅地面積－5 0 0 m²）×（1 m²当たりの固定資産税評価額×1.43）の式によって得られる額

[建物]

フラット 3 5（2 2 3 8 万円）＋（従前の床面積－115.3 m²）×平成 2 3 年度の平均新築単価（1 5 万 8 8 0 0 円）の式によって得られる額。

[家財]

損害保険の内容を参考に、家族構成ごとによって算定される賠償額。

第2 訴訟経過の概要

当訴訟の原告団はこれまで、現在第1次提訴から第6次提訴までの原告団によって構成されてきました。このうち、第1次、第2次提訴原告までを第1陣（今回判決が言い渡される部分）、第3次提訴原告団以降を第2陣と位置づけることとしています。

これまで、第1陣の訴訟の審理では次のことをしてきました。

第1回口頭弁論では、原告、被告双方が、その言い分を、「訴状」（原告側）と、「答弁書」（被告側）という書面に始まり、お互いの言い分を記した書面を提出し合って応酬しあいました。

第2回口頭弁論以降、原告側から反論となる書面（準備書面）を提出し、被告東電も反論を提出してきました。

2015年6月の第11回口頭弁論以降、第2段階に入り、第24回口頭弁論まで、第2次提訴原告についてはほぼ1世帯について1人という尋問を実施してきました。

また、2016年中は、7月、9月、11月の3回にわたって、現場検証も行われました。1陣に関わるのは、7月、9月の2回分で、いわき市の仮設住宅、広野町、楡葉町、浪江町、南相馬市小高区、双葉町について行いました。11月の検証は、第2陣に関わるもので、川俣町山木屋地区についてでした。

さらに2017年3月22日の第22回口頭弁論においては、除本理史（よけもとまさふみ）・大阪市立大学教授の証人尋問を行い、「ふるさと喪失慰謝料」の内容を余すところなく明らかにしました。

同年6月21日の第24回口頭弁論をもって、原告側の第1陣訴訟に関する立証が全て終了しました（第25回口頭弁論は、第2陣の主張をしました。）。

同年10月11日の第26回口頭弁論では、原告を第2次提訴までの一団を第1陣原告団として、第3次提訴以降第6次提訴までの分を第2陣原告団として分離し、第1陣原告団に関する事件が結審されました。

そしてついに、第1陣原告について判決を迎えることとなりました。

なお、第2陣原告についてすでに本人尋問が開始されています。

第3 判決の意義

原発被害について賠償を求める裁判の争点は、大きく言って2つ—「損害論」と「責任論」です。

「損害論」とは、原発事故によって、誰に、いかなる損害が発生したか、を明らかにする作業です。原告たちの苦しみや経済的打撃は、法的に言うところ、いかなる被害なのかが問題になります。

一方、「責任論」は、被告である国や東電に、発生した損害について責任ある立場にあるかを明らかにする作業です。主に、本件の原発事故の発生を、東電が予想できたか（これは結局、福島第一原発の敷地を越えて全電源喪失をもたらす津波を予想できたかということになります。）、仮に予想できたとして事故を回避するための現実的手段を用いることができたか、が問題になります。

先行判決では、「責任論」については、ほぼ国と東電の責任が認められる流れが形成されてきました。

この流れを踏襲して、東電の責任を明確に認めさせることが出来るかが重要なポイントです。避難者訴訟では、国を被告にしていない以上、国の責任の断罪に直接的にはつながらないが、後述の損害論で中間指針の見直しが求められることになれば、国の責任を間接的に問うという社会的な意義があります。

他方、「損害論」では、先行判決は、大きな問題点を残しています。いずれの判決も、国の定めた「中間指針」の抜本の見直しを迫る内容ではありません。また、「ふるさと」の喪失の法益侵害をはっきり認めた判決はありません。

このままでは、国が定めた避難区域と、それに基づいて「中間指針」によって行っている賠償は正当なものであり、それ以上の被害は原則として存在しないということにされてしまいます。したがって、こうした「中間指針」そのものの問題性を浮き彫りにするような被害の認定がなされるかが、損害論での重要なポイントです。

「ふるさと喪失」の慰謝料は、中間指針にその概念がないだけに、この被害が認められれば、中間指針そのものに抜本的な見直しを求めることとなります。避難者訴訟におけるこの判断がなされれば、社会的にも極めて意義は高いものです。

第4 今後の進行

・第1陣について

判決後、控訴があれば、仙台高等裁判所で控訴審が始まります。判決に

不十分な点があれば、より被害に向き合った判断を迫ることになります。

・第2陣について

今後も福島地裁いわき支部で第2陣、3陣の審理が続きます。

2018年4月18日（水）午前10時00分から、第29回口頭弁論期日を予定しています。第2陣について、第3回目の原告本人尋問を行います。第2陣に関係する山木屋地区の被害については、2016年11月に実施された検証等によって立証してきましたが、時間の制約から検証では立証できなかった点や、より深く立証すべき点等を本人尋問によって立証していきます。

いずれの審理も、引き続きご支援をよろしくお願いいたします。

以 上